

第2次まち美化行動計画（素案）に対する市民等の意見と市の考え方

- ・ 表中の①②等○で囲んだ数字は素案中の具体的事業を示します。

1 市の役割

A 美化推進活動事項

番号	意見の概要	市の考え方
1	②観光散乱ごみ分別式大型ごみ容器の設置と周辺の清掃 ・ 表示を来訪者にもわかりやすい表示とする。英語を併記する。ペットボトルの扱いを表示すること。（他1） 「燃やすごみ」、「燃えるごみ」の統一を。 ・ 通い道クリーン運動を広めるためにも大船駅西口にも、東口のようなごみ容器の設置をお願いしたい。	・ 分別表示については、現在、一部の容器で英語や図で表記していますが、今後すべての容器について、英語表記や図などわかりやすい表記に改めるとともに、ペットボトルについても明確な表示を検討していきます。 ・ 新たな設置場所について検討していきます。
2	⑤アダプト・プログラムの推進 ・ アダプト・プログラムの活動の実態について調査し、広報していただきたい。（他1） ・ 「アダプト・プログラム」の拡大・推進には賛成だが、既存のチームの活性化や相互間の連携や支援策などの課題を掘り出し検討し、より効果的な活動をすすめる。参加団体の数を増やすだけが成果ではない。	・ 市では、アダプト・プログラムについてホームページで紹介するとともに、市民・事業者・滞在者と行政の連携協力組織「クリーンかまくら連絡会」の情報紙の中でも活動状況等についてお知らせしています。情報紙は公共施設やホームページで見ることができます。 ・ アダプト・プログラムは、その趣旨から基本的には各団体の考え方で活動を進めていくことが大切だと考えますが、ご意見を踏まえ、さらに効果的な活動とするための支援策等について検討していきます。

	市の職員は、本庁をはじめ、市の施設ごとにアダプト・プログラムに参加します。	アダプト・プログラムは、団体と行政がそれぞれの役割について合意し、実施する美化活動です。市職員も一市民としてそれぞれの地域活動等に自主的に参加することが期待されますので、ご意見は、参考とさせていただきます。
3	⑥歩行禁煙の推進と吸い殻の散乱防止 - 観光文化都市鎌倉は市内全域禁煙としたらどうか。 「条例第7条 喫煙者は、歩行中の喫煙を控えるようにするとともに、屋外での喫煙においては、携帯用吸殻入れ等を使用することにより、吸殻等の散乱を防止するよう努めなければならない。」では、歩行、路上喫煙の判別は難しい。 - また自転車利用者の禁煙も明記し、路上喫煙禁煙区域を設ける。 - 具体的な区域は、若宮大路、鎌倉、北鎌倉駅前、古都法地域などとする。 - 歩行喫煙者と路上喫煙者との明確な判別は難しいが、定義付けが必要か。 - いずれは歩行禁煙ゾーンの計画も考慮してほしい。 - 条例第7条の改正又は「公共的施設での全面禁煙」の別途条例の制定について検討し、行動計画に盛り込むべき。 - 個別条例が必要である。 - 科料より先行して、地域団体（学校など）の協力を得て啓発活動を行う。 - 掲示板を設置する。	当行動計画は、鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーン鎌倉条例）に基づくものですので、クリーンかまくら条例の改正については、ここでは取り上げていません。 しかし、現在、路上喫煙に対する取組について検討を進めていますので、その参考とさせていただきます。

	・ 休憩用の椅子（若宮大路沿い、大船駅西口エレベーター前などに設置されている）の周囲には吸い殻が見られるが、灰皿設置を検討したほうがよいのか。（他 1） ・ 観光客でにぎわう週末や正月は、ごみ特に吸い殻が気になる。 ・ 目立つところは清掃されているが、鎌倉は横道・裏道が多く、ここでの吸い殻が気になる。 ・ 「歩行喫煙」を「路上喫煙」に ・ 「バイク、自転車等走行中の路上禁煙」 ・ 携帯灰皿配布は、路上喫煙 OK と都合よく解釈されるので、やめるべき。（他 2）	・ 携帯灰皿については、吸い殻ポイ捨て防止のため、キャンペーン等啓発時に配布してきましたが、様々なご意見があることから、当行動計画には定めていません。路上喫煙に対する新たな取組がまとまるまで、路上禁煙指導員による歩行喫煙者の指導時に使用したいと考えます。
4	短期的商行為者への美化指導 ・ 寺社境内あるいは店舗前の屋台など短期的商行為者が周辺の清掃活動及び客へのポイ捨て PR を行うよう屋台などの設置許可者に指導させる。	・ ご意見を参考に、B 美化意識の啓発事項①ごみ散乱防止等の啓発の「散乱ごみ防止についての取組事例集」の中で取り上げるなど関係者や市民・滞在者への周知啓発を進めます。
5	観光地域のクリーンステーションごみ回収を早朝回収とする。 ・ 観光都市であるならば何時までも街角のクリーンステーションにごみが残っているのは見苦しい。観光客が多く訪れる地域（たとえば鎌倉地区・円覚寺・建長寺近辺だけでも）を限定して、早朝	・ 現在、部内でごみ収集のあり方について全般的に検討を進めています。ご意見については、今後、その中で検討していきます。

	回収など工夫する。クリーンステーションにごみがあると、そこに観光客がごみを捨てるという悪循環が生じる。	
6	自動販売機設置禁止区域の設定と違反自販機の撤去 「クリーンかまくら条例」及び「同条例施行規則」はルールとして守っていくことが前提である。 ・ 観光散乱物で多いのは、ペットボトル、飲料缶であり、その主な要因は自動販売機である。「喫煙禁止地区」と同じく「自販機設置禁止地区」を設けることを提案する。 ・ 自販機と回収容器の併設が守れていない場合は、手順を追い撤去する。回収箱の無い自販機は撤去し、新規の自販機は認めない。既存の自販機は新機種の交換は認めない、それにより数年後にはなくなる。長い目での対応とできることからの対応が必要である。 (他1) ・ 自販機の新設時等には自販機の色調・色彩について、都市景観計画との整合性の調整を進める。	・ 3事業者の役割A美化推進活動事項④回収容器の設置と周囲の清潔保持の運用の中で検討していきます。 ・ ご意見については、すでに都市景観行政で対応しています。
7	市内公共の場所とそれに順ずる場所を「ごみ捨て禁止区域」とする。 ・ 「ポイ捨て」は「煙草の吸殻」だけでなく、菓子類包装、空き缶・びんなども含める。 ・ 鎌倉市全域の公共の場所、並びにそれに準ずる場所を対象とすべきである。 ・ 公共の場所とは、道路、公共施設、	クリーンかまくら条例で、ポイ捨てを禁止しているごみは、吸い殻だけではなく、缶、びん、ペットボトルなどの飲料容器や弁当や菓子類などの包装、紙くずなども含んでいます。条例で規定されていない「禁止区域」の設定について、当行動計画で盛り込むことはできませんが、今後の参考と

	電車・バスの停車場周辺、公園、山林、川などが含まれる。 道路山林などには個人所有のものもあるが、公共の目に触れる所は「準ずる場所」として、禁止の対象とするべきである。	させていただきます。
8	ポイントの導入 ・ まち美化イベントの参加者にポイントを加点し、商店街や行政でポイントに応じた得点が受けられるような制度を検討してほしい。	・ ボランティア活動によるポイントや地域通貨の導入については、全国各地で広がりつつありますが、商店街等事業者等の連携・協力が欠かせないことから、今後の検討課題とさせていただきます。
9	・ 行政・公共団体の案内板等の設置について見直すべき。 ・ まち中に林立する「のぼり旗」について明確な措置を求めたい。	・ ご意見については、当計画の趣旨と異なるので、担当課へ申し伝えます。
10	市で依頼している「まち美化推進員」、「放置自転車等監視員」、「違反屋外広告物除却協力員」等の活動範囲を共有化すべき。	現在、放置自転車等監視員は、周辺の美化活動を行うなど、それぞれの職務内容だけではなく、まちの美化活動についても行っています。
11	観光客のマナー向上と、商店等のデポジット制度の導入 ・ 特にクリーンステーションでは、観光客や散歩をする市民がコンビニエンスなどで購入した飲食物の包みや空き缶やペットボトルなどを置き去りにすることがしばしばあり、地域の住民が困っている。これはモラルの問題と同時に商店などに協力を求めデポジット制度の導入を行うべきではないか。	・ 観光客等のマナーの向上については、ご意見を踏まえ、さらに市民・滞在者の美化意識の啓発を充実させていきます。デポジット制度の導入については、本市だけでなく、広域的な対応が必要なことから、県や国に働きかけをするなど今後の検討課題とさせていただきます。

B 美化意識の啓発事項

1	④児童、生徒への環境教育の実施対象に「高校生」を追加する。	ご意見を踏まえ、④児童・生徒への環境教育の実施において、市内小中学校・高校に各種美化活動への参加を促しますと修正しました。
2	「観光客用鎌倉ブランドごみ袋の配布」として、観光散乱ごみ容器設置マップと分別説明等を印刷したごみ袋をバスターミナルや寺社の売店で配布してもらう。	ごみ袋の配布は、新たなごみを生み出すことにもつながるため、ごみの発生抑制が求められる中、慎重に対応したいと考えます。

C 市・市民・事業者・滞在者等の連携事項

1	「クリーンアップ鎌倉」の実績を分析、課題と体制の見直し ・「クリーンアップかまくら」への市民の認識を高める。「クリーンアップかまくら」については住民に意識が十分認識されておらず、認識されていても、残業の多い若い共働きの世帯にとっては、せっかくの休日をつぶされては困るという認識のほうが強いのではないか。 ・指標と参加人数を20年度～23年度まで出しているが、過去の参加人数の分析がどうであったのか出ていない、ただ年度ごとに人数を増やして23年度は2,000と出している。根拠が分からない。「市民、事業者、滞在者等と連携し」と言っているが掛け声だけで行政として何をするのかが見えてこない。参加者は自分のまちだから綺麗にしたいと思い一度ぐらいいは参加する、大切なのはそうした思いを次ぎにつなげる方法だ。	・「クリーンアップかまくら」は、事業者、市民団体等美化活動に取り組む方々で構成される「クリーンかまくら連絡会」主導の下、自治会・町内会や事業者の皆さんに呼びかけ、実施されています。 ・当日は、市内各会場での参加の他、自治会・町内会等で、同日実施されているクリーンデーにも多くの皆さんが参加されていますが、人数の把握が困難なため、市内の各会場（海の部8会場、まち・山の部7会場）の参加者について目標値として掲げています。ご意見を参考に、さらに多くの市民の皆さんが引き続きご参加いただけるようクリーンかまくら連絡会と連携して、事業を充実させていきます。
---	---	---

	ボランティアはやりがいと達成感で続く。参加者や市民の声を聞いて実施するような体制作りが必要。そこが抜けている。	
2	・ 市民、事業者、滞在者がまちの美化活動に参加していただけるのか啓発方法の工夫をすべき。	

D 美化に関する支援事項

1	町内会でクリーン活動をする上で、ごみ袋の他、たすき、旗、ジャンパーなども提供してほしい。	自治会・町内会で実施しているクリーン活動については、「まち美化奨励金」の中での対応とさせていただきます。 なお、アダプト・プログラム団体には、奨励金等経済的支援を行っていないため、活動の開始時にのぼり旗、安全ベスト等の支援を行っています。
---	--	---

2 計画全般

1	I 計画の基本的事項 1 まち美化行動計画の経過」冒頭に、第2期基本計画 前期実施計画 第3節都市環境を保全・創造するまち 3生活環境 の「目標と施策の方針」を挿入する。行政と市民が向かう方向を一にして協働を明確にする。	ご意見を踏まえ、1第2次まち美化行動計画の経過に「変更にあたりましては、鎌倉市の総合計画と連動性を持たせ、実施計画と計画期間を合わせています。そして、前期実施計画の基本目標『散乱ごみや落書き防止への取組は市民等の連携や協働での取組が不可欠なため、今後も協働体制の維持、充実を図ります。』を確認し、さらに市民との協働・連携を推進することとしています。」を追加しました。
2	第2次まち美化行動計画の特徴として②「町内会、自治会、商店街等地域社会やボランティア団体との連携強化」だけでなく、「活動主体を市民に移行していく」ことに主眼を置き、美化に対する市民自治を育てる。	クリーンかまくら条例は、市民主導で制定され、市民の自主的な活動を進めることを目指しています。「行動計画」は、条例に基づくものですので、従来の計画からその趣旨は含まれています。

3	第2次まち美化行動計画（素案）にご意見を」の表紙、「市は」の四角内文章に「・市施設周辺を清掃します。」を追加する。	ご指摘の表紙は、意見公募のために作成したものです。今後、行動計画の概要をお知らせするパンフレット等作成のときには、ご意見を参考にさせていただきます。
4	第1期まち美化行動計画の点検評価とPDCAサイクル 行動計画は行動指針とその達成目標（指標）及び具体的に展開していく方策等が簡潔で且つ誰にも理解しやすいことが肝要。まち美化行動計画は、何時までに、何を、だれが、どのようにして遂行（推進）して目標を達成していくかであり、特に、行政は何をすべきか、市民等・事業者・滞在者との連携・支援・協働のあり方など、第1次の「行動計画」の成果やPDCAが反映されているとは言えない。また、役割の項目ごとの解説や補足説明が多く煩雑であり、指標が低すぎる。	第2次まち美化行動計画素案については、市民、事業者、公的団体の代表者、学識経験者からなる「まち美化推進協議会」の委員4人で構成された3回の小委員会において、従来の行動計画の検証と見直しについて検討し、それについて3回の協議会にて審議し、当行動計画素案をまとめたものです。 その旨を1第2次まち美化行動計画の経過に「鎌倉市まち美化推進協議会の意見を聴き、まち美化行動計画を変更しました。」と追加しました。
5	平成14年3月以降のまち美化重点推進区域の成果は検証されているか。	
6	ほぼ、この素案を了承し、支持している。重点項目の内容が充実している。	今後ともまち美化行政にご協力をお願いいたします。